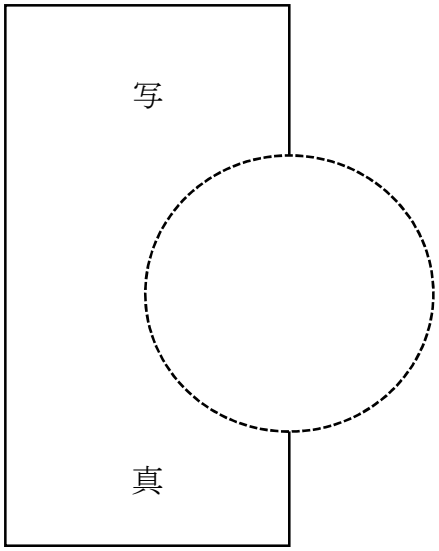
様式第 21（第 69 条関係）

表　面

第　　号

電気事業法第 107 条の規定による立入検査証



職　名

氏　名

押出スタンプ

年　　月　　日生

年　　月　　日発行

発行者　　印

裏　面

電気事業法抜すい

第 107 条　主務大臣は、第 39 条、第 40 条、第 47 条、第 49 条及び第 50 条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力発電工作物を設置する者又はボイラー等（原子力発電工作物に係るものに限る。）の溶接をする者の工場又は営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、原子力発電工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第 117 条の２　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三　第 107 条第１項の規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者